

いわき市情報共有システム実施要領における Q&A

No	質問	回答
1	情報共有システム(以下、「システム」とは、どのようなものですか？	インターネットを利用して、工事帳票(「指示・承諾・協議書」など)の作成・提出・決裁・整理等が行えるシステムです。また、インターネットが使用できる環境であれば、「いつでも」「どこでも」モバイル端末やパソコンから閲覧や処理(決裁)する事が可能となります。
2	システムを使うと、どのようなメリットがありますか？	従来の紙媒体では、工事帳票を作成し印刷後、庁舎に在中する監督員へ提出する必要がありましたが、情報共有システムを利用すると、インターネット経由で瞬時に提出するため、現場代理人が庁舎へ行く必要がなくなります。
3	システムを利用するには費用が掛かりますか？	利用には費用が掛かります。受注者が直接システム提供者と契約し、利用期間の利用料を支払うこととなります。具体的な費用については、利用を希望するシステム提供者に問い合わせ下さい。
4	すべての工事が対象ですか？	受注者が希望すれば、どの工事でも対象とすることができます。
5	受注者から希望があった場合、どのように対応すればよいですか？	受注者からシステム利用の協議書の提出を受け、国土交通省で定める機能要件を満たすシステムであることを確認の上、承認して下さい。
6	発注者が当初からシステムの利用を指定することは可能ですか？	可能です。ただし、当該工事がシステムの利用を前提である旨を設計図書で判断できるようにして下さい。

7	システム利用料は、どのように計上すればよいですか？	土木工事については、土木工事標準積算基準の共通仮設費率計上に含まれていますので、別途計上する必要はありません。建築関係工事については、共通仮設費率に含まれていませんので、共通仮設費に別途計上が必要です。
8	建築関係工事(電気・機械含む)でシステム利用料する場合は、どのように計上すればよいですか？	建築関係事業単価で「情報共有システム利用料」として、月単価が決まっております(RIBIC2に単価あり)。発注者がシステムの利用を指定したい場合は、当初設計での計上となります。また、受注者が契約後に利用を希望した場合は、設計変更での計上となります。
9	建築関係工事でのシステム利用期間は、どのように計上すればよいですか？	受注者がシステム利用を希望した場合は、協議が整った月から工事完成日までの月数としてください(後日変更対応)。発注者がシステム利用を指定する場合は、設計工期の月数とします。工期が短縮した場合でも変更の対象とはしません。また、受注者の責によらないで工期を延長した場合は、延長分の月数を加算し、変更して下さい。
10	システム上で処理した工事帳票は、紙媒体で出力してありませんが、竣工検査の際は出力する必要があるのですか？	出力の必要はありません。竣工検査(書類検査)はPC画面やモニター等を用いての検査が原則です。